

8 高経支第809号
令和8年9月2日

株式会社 クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲 様

高知県知事 濱田 省司



大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づき令和8年1月6日付けで届出のありました、下記の大規模小売店舗に係る届出事項について同法第8条第4項の規定により別紙のとおり意見を述べます。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）クスリのアオキ佐川店
（所在地）高岡郡佐川町甲457番 外

(別紙)

株式会社クスリのアオキ（大規模小売店舗名：クスリのアオキ佐川店）の
届出に係る意見について（意見書）

1 意見

駐車場出入口の設置について、渋滞の影響を検証し、出入口の位置を変更する
などの対応を必要に応じて検討すること

2 理由

車両が国道33号越知町方面から駐車場へ右折入庫するとき及び駐車場から国道
33号高知市方面へ右折出庫するときにおいて、当該車両は導流帯を含む3車線を
横断することとなり、当該駐車場の出入口配置は、交通渋滞や交通事故の要因に
なりかねないため、意見を述べるものである。